

資料5

税制・社会保障制度を巡る主な動き

平成 15 年 4 月 11 日

内閣府男女共同参画局

1. 税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）」（平成 14 年 6 月）
----- 1
2. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（抄）」
（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）----- 4
3. 内閣総理大臣から税制調査会に指示があったとされる来年度税制改正で
具体化を図るべき主な事項（平成 14 年 6 月 7 日）----- 7
4. 男女共同参画会議影響調査専門調査会会長「あるべき税制の構築に向けた
基本方針」への意見（平成 14 年 8 月 30 日）----- 8
5. 石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）
（平成 14 年 8 月 30 日基礎問題小委員会後）----- 9
（平成 14 年 9 月 3 日総会后）----- 11
6. 政府税制調査会「平成 15 年度における税制改革についての答申－あるべき
税制の構築に向けて－」（抄）（平成 14 年 11 月 19 日）----- 13
7. 「平成 15 年度税制改正の要綱（抄）」（閣議決定）
（平成 15 年 1 月 17 日。関連法は同 3 月 28 日に可決・成立）----- 16
8. 参議院予算委員会における財務大臣答弁（抄）
（第 156 回国会：平成 15 年 3 月 7 日）----- 17
9. 石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）
（平成 15 年 2 月 4 日基礎問題小委員会後）----- 19
10. 厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点（要約）」（抄）
（平成 14 年 12 月 5 日）----- 21

税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）」

（平成 14 年 6 月）

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(1)基本的考え方 ー 広く公平に負担を分かち合う

①諸控除

「ロ. 諸控除の見直しに当っては、男女共同参画社会の進展や雇用慣行の変化等のライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進展といった構造変化に対し、税負担に歪みが生じないような、また、経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制とすることも重要である。」

②税率構造

「・・・これ以上の税率の引き下げは適当でない。・・・」

(2)諸控除の見直し

①家族に関する控除

イ. 人的控除の簡素化・集約化

「(イ) 所得税・個人住民税においては、家族構成など個々人の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な人的控除等を設けている。これらについては、以下の点を考慮し、(1)①で述べた視点から検討されるべきである。

a 制度創設時と比べ社会保障や教育等の分野において各種の「インフラ」が整備されてきている一方、個々人の生活上の事情は様々であり、税制で個別に配慮することには自ずと限界があるほか、生活が豊かになり、配慮すべき事情についての国民の価値観も多様化していること

b 割増・加算措置が追加されてきた結果、本人に係る控除に比べ家族に係る控除の方が大きくなっており、また制度が複雑になっていること

(ロ) 具体的には、次のような適正化措置を講じることにより、基本的には、家族に関する控除を基礎控除、配偶者控除、扶養控除に簡素化・集約化すべきと考える。

a 特定扶養控除、老人扶養控除等の様々な割増・加算措置、勤労学生控除や寡婦（夫）控除等の特別な人的控除は、廃止を含め、制度をできる限り簡素化すべきと考える。なお、障害者控除のように真に配慮

が必要な者についての控除については引き続き存置する。

- b 配偶者特別控除については、配偶者の収入の増加に応じて世帯主本人の控除額が減少する仕組みがとられていることにより、パート労働者の就労調整の原因とされる世帯の税引後手取りの逆転現象は税制上解消されている。しかしながら、配偶者控除の上乗せという仕組みであるため、配偶者については世帯主本人に二つの控除が適用されることとなり、本人や、他の扶養親族に係る配慮とバランスを失することとなっている。また、男女共同参画社会の形成の観点からは、男女の社会における活動の選択に対し中立でないという指摘も多い。これらを踏まえれば、配偶者特別控除については、基本的に制度を廃止することが考えられる。なお、その際、税引き後手取りの逆転現象について税制上何らかの配慮は必要であろう。

ロ. 人的控除の基本構造の更なる見直し

次に、これらの 3 控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）からなる人的控除の基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、あえて次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。

この際、考え方 2 または考え方 3 のように、配偶者控除や扶養控除を廃止する場合には、基礎控除を拡充することをあわせ考慮に入れる。（考え方 1－基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する）

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族の区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の観点からは、配偶者特別控除の廃止（前述）にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

（考え方 2－配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する）

基本的には、本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないことから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本

人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。

(考え方 3—配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける)

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる。

(3)個人住民税のあり方

③均等割

「また、生計同一の妻に対する非課税措置については、男女共同参画社会の進展を踏まえ、個人単位課税の観点からそのあり方を見直す必要がある。」

(注1) 下線は、内閣府男女共同参画局。

(注2) ・地方税法第24条の5第4項「道府県は、当該道府県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに対しては、均等割を課することができない。」

・地方税法第295条第4項「市町村は、当該市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該市町村内に住所を有するものに対しては、均等割を課することができない。」

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」

(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定) (抄)

第 2 部 経済活性化戦略

1. 経済活性化戦略の基本的考え方

(高齢者、女性、若者等が、ともに社会を支える制度の整備)

「・・・男女共同参画社会を構築し、女性が働くことが不利にならない制度設計にする。・・・」

・厚生労働省は、雇用保険 3 事業について、平成 15 年度から、雇入助成の縮減、雇用維持支援から労働移動・能力開発支援への重点化等により、抜本的合理化を図る。

・厚生労働省は、年金をはじめとする社会保障制度について、持続可能で公平な制度の構築に向け、給付と負担のあり方等を抜本的に見直すほか、年金のポータブル化の拡充、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大、第 3 号被保険者制度のあり方について見直す。」

第 3 部 税制改革の基本方針

＜はじめに＞

「・・・第 2 に、すべての人が参画し、負担し合う公正な社会にすることをめざす。・・・」

1. 税制改革の必要性

(1) 低迷する日本経済と税制改革

「・・・」

構造改革が目指すのは、『人』を重視する国である。これまで、税制を始めたとする諸制度は、均一化された家族やライフスタイルを前提としがちであった。個人が選択するライフスタイルが多様化する中、一人ひとりの多彩な個性と能力が尊重されるよう、税制もまた変革を迫られている。」

(2) 税制の現状認識

「・・・個人や企業の選択に歪みをもたらしているのではないか、・・・等の指摘がある。」

2. 目指すべき経済社会と税制改革

(1) 目指すべき経済社会の姿

「・・・『人』を何よりも重視し、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人

が個性と能力を十分に発揮する。・・・」

3. 税制改革の視点

「 税制改革の検討は、次のような視点に立つて行うこととする。

・・・

(2)第 2 に、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮する。男女共同参画社会の実現が重要な課題であり、仕事と育児の両立のための環境整備を進めるとともに、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に中立的な社会制度の構築を進める。」

4. 税制改革の進め方

「・・・今次税制改革は、2003 年度に着手し、・・・可能なものから順次実施し、『改革と展望』の期間内（～2006 年度）に完了させることを目指す。・・・」

5. 税制改革及びそれに関連する検討項目

「 『めざすべき経済社会の姿』を実現するために、今後の税制改革及びそれに関連する検討項目は以下のとおり。

(1)持続的な経済成長を実現するために

『広く薄く簡素に』の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。・・・

(2)多様なライフスタイルのために

就労などの選択に歪みを与えないよう、配偶者に関する控除等に関し検討する。検討に当たっては、社会保障制度見直しとの関連にも十分配慮する。・・・」

第 4 部 歳出の主要分野における構造改革

2. 社会保障制度

(3)今後の社会保障制度改革の基本方針

(ii)年金制度の改革

「・・・年金制度の改革に当たっては、次のような視点に立つて行うべきである。

・・・

③年金制度は社会のあり方と密接に関わるものであり、21 世紀の我が国社会がめざしている『生涯現役社会』や『男女共同参画社会』の理念とも合致した年金制度を構築していくものでなければならない。

・・・

このような視点に立って、平成 16 年に予定される年金制度改革に向けて、・・・年金制度改革の基本的な方向について、早急に議論を始め、その改革に積極的に取り組んでいく。」

(iii)医療制度改革

「・・・今年度中に、保険者の統合・再編を含む医療保険制度の体系のあり方、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しについて、基本方針を策定する。」

第 5 部 経済財政の姿と 15 年度経済財政運営の基本的考え方

1. 経済財政運営の基本的考え方

(3)構造改革の推進と今後の検討について

「・・・

税制改革については、本方針の下、政府税制調査会等において具体的に検討され、経済財政諮問会議においては、経済と税制、歳出と歳入の整合性等の観点からの検討を行いつつ、改革の進捗状況についてフォローアップを行う。」

(注) 下線は、内閣府男女共同参画局。

内閣総理大臣から税制調査会に指示があったとされる
来年度税制改正における具体化事項
(税制調査会議事録等による。平成 14 年 6 月 7 日。)

1. 配偶者特別控除、特定扶養控除等の簡素・集約化
2. 外形標準課税の導入による法人課税の実効税率の引下げ
3. 研究開発減税・投資減税の集中
4. 消費税の免税点制度等の見直し
5. 相続税の最高税率の引下げ・控除の見直しと生前贈与の円滑化

平成14年8月30日

税制調査会会長
石 弘光 殿

男女共同参画会議
影響調査専門調査会会長
大澤 眞理

「あるべき税制の構築に向けた基本方針」への意見

先般は、税制調査会基礎問題小委員会に出席し意見を述べさせていただく機会をいただきまして有難うございました。この度まとめられた「あるべき税制の構築に向けた基本方針」への意見を下記の通り申し述べます。

記

1. 配偶者特別控除だけを廃止し、配偶者控除を存続させるのであれば、特定のライフスタイルを前提とした制度であるという問題が解消されず、就業への非中立性が残存するなど依然として問題は解決されません。したがって、男女共同参画社会の形成の観点から、配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除も廃止されるべきと考えます。
2. ただし、配偶者控除と配偶者特別控除の廃止による国民の負担への影響を、他の控除等の見直しの結果も勘案しつつ調整するよう配慮することが必要と考えます。
3. なお、「家族控除（仮称）」については、扶養される配偶者という特定のライフスタイルを前提としたものであることに変わりはなく、その創設は、男女共同参画社会の形成という観点からは適切ではないと考えます。

以上

石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）（平成14年8月30日

基礎問題小委員会後）

「・・・今日は、男女共同参画会議の影響調査専門調査会会長の大澤眞理先生から意見の申し入れがございました。私、直接会って受け取ってまいりました。お手元の一番最後の資料に入っていると思いますが、よろしゅうございますか。

これは、大澤さんにこの前政府税調に来ていただきまして、配偶者特別控除、そして配偶者控除についてご意見をいただいた。その後、基本方針を受けて、正式に意見書として申し入れが来たということであります。これは、我々も議論しております、配偶者特別控除、配偶者控除、これをさらに一段と突っ込んだ形で、両方とも見直してほしいということであります。これは、幾つかここに書いてございますように、やはり特定のライフスタイルというのを前提にした制度というのでは問題解決されないから、就業構造に対しての歪みとか、それから言うなれば女性の社会進出等々については、やはり非中立的になっては困ると。配偶者特別控除だけではなくて、配偶者控除そのものを見直してほしいということであります。ただ、これは、基本的な方向を出しただけで、これをどのくらいのタイムスパンでやるか、あるいはこの激変緩和をどうするかは政府税調にお任せしたいと、こういう申し入れでございました。『家族控除』という名称を使うのも、まあ、扶養される配偶者というスタイル、イメージがついて回っているので、これも適切でないと、ということでありました。私、これまでいろいろな税制に対する要望書を受け取りましたが、100%減税要望でありましたが、今回はその逆の方向の、言うなれば課税ベースを拡大してもいいよという、一部ではございますが、そういう意見が出たのは初めてでありまして、そういう意味では、私にとっても1つの新鮮な経験でありました。

これに対してもいろいろ今日議論がございましたが、基本的に我々としても配偶者特別控除はとりあえず最初に見直し、それから配偶者控除そのものについても、今後どうするかということを議論しようということで、一応今日の議論は整理がついたというふうに考えています。・・・」

(『配偶者控除、配偶者特別控除なりをどんなふうにしてその制度を見直して違ったものにしていくのかという具体論の部分で合意出来ているところがあれば、お聞かせ下さい』との質問に対して、)

「・・・配偶者特別控除、あるいは配偶者控除そのものについて、これを見直すならば、これはやはり時間をかけ、それから激変緩和的なものを措置して基礎控除を上げるとか、あるいは歳出面での手当の方で面倒見るのかね。そういうことを踏まえて、いっぺんに急には出来ないだろうということで、これはまさに10、15年の中のフレームの設定になってくるとは思いますが、これは先行してやるべき項目ですから、他にもまだいろいろやらなきゃいけないことがありますから、何年かわかりませんが、具体的な年度をいつかの段階で議論しなければいけないかとは思っています。」

(『配偶者控除、配偶者特別控除については、制度の見直しのスタートは来年度でよろしいんですか』との質問に対して、)

「はい。一応提案、これは来年の税制改正の中に配偶者特別控除と特定扶養控除が入っていますから。ただ、配偶者控除そのものについては入っていませんから、それはこれからのまた、次の段階かもしれません。大澤さんの方からは両方やれと、両方やらないと意味がないと言っていますけれども、まあ、これはいずれ、トータルの意味で議論したいと思っています。」

(注：速報に基づくため、事後修正がある可能性あり)

石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）

（平成 14 年 9 月 3 日総会后）

（『配偶者特別控除なんですけれども、会長が総会の冒頭でおっしゃったように、議論としては女性の中でも二分しているような状況であったと思うんですけれども、そうではありながら、廃止というふうに非常にきつめのトーンで盛り込まれたというところの背景と、この廃止というものの制度的な細かい話なんですけれども、どういうふうに――上乘せの部分減らしちゃうという考えということでよろしいんでしょうか』との質問に対し、）

「大澤さんから申し入れがあったというのはご紹介しましたように、ある一方の立場からは、もう配偶者控除そのものも廃止せよという強い意見が出てきておりますが、一挙に 76 万円を対象に課税ベースを広げるというのは難しかろうと思っています。そういう意味では、配特でしょうね、最初は。で、配特も、上積み部分とぶら下がっている部分がありますから、まず第一歩としては、上積み部分、これだって 900 何十万の人が絡んでいますから、大きな問題だと思えますから、一挙に 38 万円を根こそぎというのは難しかろうと思っています。そういうことも踏まえまして、僕も 10 年、15 年といっているのは、あるものを 1 年で終わり、次のものを 2 年目に終わり、3 年目に終わりというよりは、同時並行的にいろんな制度を徐々に、時の景気情勢、時の財源等々を踏まえてやっていくしかないと思っていますよ。そういう意味では、実際に動き出したときにどれだけの、つまり急激な改革というのは難しかろうと思えますから、徐々にやるという意味においては、同時並行的にいろんなことをやらなきゃいけない。その第一歩がおそらく 5 項目だと思っているんですよ、初年度ね。配特もその中でありますが、配特をまず 1 年目にやめて、2 年目に配偶者控除なんていうのはちょっと難しかろうと思っていますから。

それから、配偶者特別控除というのは、やはり時の要請、あるいは時代の流れに合わなくなってきたということとは多くの方が認めていると思っています。私自身もそう考えています。配偶者特別控除、対話集会でもいろいろ議論がありますが、専業主婦の持っております内助の功、例えば子供の教育の問題とか、家事のこととか、両親の介護のこと、すぐ出ますが、これに説得力がないのは、共働きでも、あるいは自営業の人もやっているよと言わ

れちゃうんですよね。だから、何でサラリーマンだけそういう面倒を見るかという議論だと思います。したがって、子育て等々の議論が出るなら、また子育ての方を歳出でやるとかいろんな方法もあろうと思いますので、税だけでは難しいと考えています。お答えになっているかな、いいですか。」

(注：速報に基づくため、事後修正がある可能性あり)

政府税制調査会「平成 15 年度における税制改革についての答申
－あるべき税制の構築に向けて－」（抄）
（平成 14 年 11 月 19 日）

第一 基本的考え方

一 「あるべき税制」の構築に向けて

．．．

平成 15 年度税制改正においては、個人所得課税、法人課税、消費税、相続税など広範にわたる各税目について、上記の視点に基づき、「基本方針」で示した「あるべき税制」の構築に向けて、第一歩としての改革を一体として進める必要がある。

具体的には、

- (1) 個人所得課税については、人的控除の簡素化・集約化を進めていく第一歩として、経済社会の構造変化に対応させるため、配偶者特別控除や特定扶養控除について、廃止を含め、制度をできる限り簡素化する。こうした取組みを通じ、個人所得課税の「空洞化」の状況を是正し、基幹税としての機能回復を図る

．．．

ことが必要である。

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

一 個人所得課税

1. 検討の方向

我が国の個人所得課税（国税：所得税、地方税：個人住民税）は、定率減税を含め累次の減税の結果、主要国と比較して税負担水準が極めて低く、基幹税として本来果すべき財源調達や所得再分配などの機能を喪失しかねない状況にある。「基本方針」では、今後、こうした「空洞化」の状況を是正し、基幹税としての機能を回復させ、経済社会の構造変化への対応を図ることが課題であるとし、次のような「あるべき税制」の構築に向けた改革の方針を示した。

(1) 諸控除

我が国の個人所得課税は、家族構成など個々人の生活上の事情を

納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な控除を設けている。このような控除のあり方について、「広く公平に負担を分かち合う」との理念の下、①社会保障等の生活関連の「インフラ」整備等の進展を考慮すれば、税制としては、できる限り簡素化・集約化する、②経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制にする、③「空洞化」を是正するため課税ベースを拡大する、との視点から見直す。このうち、基礎控除、配偶者控除、扶養控除からなる人的控除の基本構造については、更に検討を深める。

(2) 税率構造

我が国の個人所得課税は、これまでの累進緩和（フラット化）や諸控除の拡充により、所得税でみると、納税者（民間給与所得者）の約 8 割が最低税率（10％）の適用のみで済むなど、大多数の納税者に対し極めて低い水準で負担を求めるものとなっている。個人所得税課税が本来果すべき財源調達機能や所得再分配機能の発揮の観点から考えれば、これ以上の税率の引下げは適当でなく、むしろ、最低税率のブラケット幅を縮小することが今後の選択肢として考えられる。

2. 人的控除の簡素化・集約化

これまでの税制改正において、税負担の軽減のため、人的控除に係る各種の割増・加算措置の拡充等が講じられてきた。これらの措置については、経済社会の構造変化に即応して、個々人の自由なライフスタイルの選択に介入しないような中立的な税制にする観点から是正を図り、人的控除の簡素化・集約化を進める必要がある。

このような観点から、平成 15 年度税制改正においては、配偶者特別控除、特定扶養控除の廃止・縮減に取り組むべきである。

- (1) 配偶者特別控除が創設された際には、主に専業主婦世帯を中心に税負担を軽減することが念頭に置かれていた。その当時は、専業主婦世帯が最も典型的な家族類型であったが、その後の経済社会情勢の変化により、現在では、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきた。女性の就業状況にも世帯主の補助的な就労から本格的な就労への移行傾向が見られるようになってきている。こうした経済社会の構造変化も顧みれば、配偶者控除に上乘せして、言わば「二つ目」の特別控除を設けてい

る現行制度は、納税者本人や他の扶養親族に対する配慮と比べ、配偶者に過度な配慮を行う結果となっている。したがって、当調査会としては、配偶者特別控除は廃止すべきであると考える。その際には、負担増に配慮して段階的な縮減も考えられる。また、パート労働者の就労を阻害しないよう、税引き後の手取りの逆転現象に対する所要の配慮措置を講じる必要がある。

．．．

3. 個人住民税

個人住民税の人的控除の見直しに当っては、その負担分任の性格から、控除の水準が所得税より低くなるように見直すべきである。また、生計同一の妻に対する非課税措置をはじめ、均等割のあり方を見直すべきである。

4. 引き続き検討すべき項目

．．．

- (2) 給与所得控除については、わが国の個人所得課税の「空洞化」の大きな要因となっており、引き続き、縮減を図る方向で検討すべきである。

「平成 15 年度税制改正の要綱（抄）」（閣議決定）
（平成 15 年 1 月 17 日。関連法は同 3 月 28 日に国会で可決・成立。）

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、次のとおり改正を行うこととする。

具体的には、

．．．

人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除（上乗せ分）の廃止

．．．

その他所要の措置を一体として講ずる。

．．．

五 個人所得課税

配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者（合計所得金額 38 万円以下の配偶者）について配偶者控除に上乗せして適用される部分を廃止する。

（注）上記の改正は、平成 16 年分以後の所得税について適用する。

．．．

参議院予算委員会における財務大臣答弁(抄)

(第 156 回国会：平成 15 年 3 月 7 日)

(参議院ホームページ掲載の会議録情報より抜粋。下線は男女共同参画局。)

○松あきら君 . . .

次に、財務大臣、配偶者特別控除の縮小に関して伺いをいたします。

平成十六年一月から配偶者特別控除の縮小が実施をされる方針が示されております。これに関連して、財務大臣は、男女共同参画という視点からも配偶者特別控除の縮小は望ましいとの認識を示されたと承知しております。私も確かに、男女共同参画の実現に向けて男女の就業に対して税制が中立であることは望ましいというふうに思っております。しかし他方で、女性がその能力を十分に発揮できる環境が整ってまだいないんじゃないかという現実もあります。このような現実を顧みないで、例えば税制だけを中立化しても男女共同参画社会が実現するわけではないというふうに思います。

つまり、簡単に言いますと、国民負担が増える見返りに政府は何を提供しようとされているのかなと、何を提供しようとしてくださっているのかと私は思うんですね。具体的には、我が国が直面する少子高齢化という現実を前にして、女性が子供を産み育てつつ社会で十分に力を発揮していく環境を整えるためにこの財源を充てるべきではないかと思えますけれども、大臣、お考えはいかがでございましょうか。

○国務大臣（塩川正十郎君） 仰せのように、これも先に言われてしまって恐縮ですけれども、この今回の税制改正をいたしますときに、これが一つの大きい争点になった問題でございます。

ところで、ちょっとこれ現状認識を是非していただきますと、この配偶者特別控除を設定いたしました当時、言わば主婦の方が、在宅主婦の方が非常に、共働きしておられる家庭が少なくて主婦の方が非常に多かったんですが、最近では逆転してまいりましたので、それで男女共同社会でこの問題になったということでございます。

その結果、いろいろとございましたけれども、取り合えず税の公平化を図るということと空洞を埋めるということと二つの観点からこの特別措置を廃止してもらおうと。

そのときに公明党さんの方から非常に強い要望がございまして、これは将来において、そういうやっぱりこの法の精神に基いて、幼児、特に幼児の対策に

これを活用する方法はないだろうかということがございました。つまり、税制でカットするけれども、それを行政の面でプラスする方法を考えてくれということで、三党協議いたしまして、その結果、今後において、財源の限定額は二千五百億円ということが出ておりますけれども、そのまたありよう、使い方と、それからどういう方法ですかといことについて具体的に今後決めようということでございまして、大枠の話は決まったということでございます。

石・政府税制調査会会長記者会見要旨（抄）

（平成15年2月4日基礎問題小委員会後）

「・・・私が今日の結論めいたことで申し上げますと、一番関心を持ったというか、阿藤さんの説明から示唆を受けたのはですね、結局、その少子高齢化というところを少しでもとめる、あるいは少しでも元に戻すということはですね、やはり諸外国の例を見るとね、男女共同参画型の社会に成功したところが1つの鍵であると。これは、言うなれば、英語圏であり、北欧圏であり、フランス語圏ですね。言うなれば、男女同等で社会で働き、それに対して子育てができるような支援をちゃんとした国がですね、結局、出生比率等も上げてですね、この高齢化に対してはある種の手を打っていると。これが1つ。

それから、2つ目はですね、やっぱり子育てのコストというものをですね、公の機関が面倒を見るという、そういう発想がどうしても必要であって、高齢化とか少子化の対応のためには金がかかるよということを人口学者としておっしゃっておいりました。財政学者としてどこまでそれをコミットできるかわかりません。結局、諸外国では、児童手当、これを15歳、あるいは18歳ぐらいまで出している国が多いんですが、そういう形でかなり金をかけてね、それに対応してきた。ところが、日本は急速に、ここ20～30年少子化、あるいは高齢化が進んでおりまして、そういう対応なくして進んできたこともあってですね、なかなか子育てコストをカバーできるというところまで話が行っていないんじゃないかと。あるいは、男女共同参画にしてもですね、企業の対応、それから例の保育所の問題等々において、まだまだ対応が遅れていると。ただ、しきりにおっしゃっていましたがけれども、人口学的にのみ言えばそういうことであってですね、やはりそれはいろいろとそれ以外のことも考えなきゃいけないと。

それから、日本のですね、出生率が非常に低い要因としてですね、やっぱり日本にはですね、結構未婚が多いと。同棲はしないと。したがって、婚外子が少ないと。諸外国に比べるとね。そういう意味で、ほかの国とは違って子供ができない背景があるし、さはさりながら、いろいろな調査をすると、結構、必ずしも結婚に否定的な女性層ばかりでない、男性層ばかりでないので、うまく政策を仕向ければですね、そういうのに対応できるんじゃないかというようなお話をいただきました。・・・」

「・・・6月、あるいは7月になるであろうと思われる中期答申の作成に向けてですね、今日第一歩で、まだウォーミングアップの段階ではありますが、これ

からあるべき税制の残された部分につきましてですね、詰めていきたいと考えております。・・・」

(記者の質問「今日の阿藤さんの説明を踏まえて、先生さっきおっしゃったように、男女共同参画なり、高齢化、人口減少に合わせた税制ということなんですけれども、先生が考えるにですね、例えば高齢者に対する税制のあり方、もしくはさらに配偶者特別控除とかなくすわけですけれども、さらに男女共同参画ということ踏まえた税制のあり方として、所得税もしくは消費税も含めた税体系というとうとうふうな論点が予想されるでしょうか。」に対し、)

「それは非常に難しく、まだどなたも税調のメンバーは頭に Concrete な、具体的なアイディアはないと思いますが、しかし、どう考えても、所得税を基幹税たる地位にもう 1 回戻してね、消費税というものに頼るという、その 2 つの柱にならざるを得ないと思っているんですよね。この少子高齢化の社会において。それで、恐らく、配偶者特別控除の見直しからスタートした、課税ベースを広げつつ所得控除を見直すというこのスタイルはですね、まだ第一段階が終わっただけでありますから、第二弾、第三弾というのは時間をかけてですね、じっくり問題提起をします。そのときの第二弾としてですね、今言った少子高齢化の社会というものの、そのいわゆる控除見直しですね。具体的には公的年金等とか老年者控除みたいなものが入ってこざるを得ないでしょう。それから、男女共同参画というのはこれで終わっているわけではなくて、それ以外にもいろんな意味で控除の問題もあるでしょうし、それからまあ、我々どこまで最終面で口出せるかわからないけど、手当の問題等々まで行くのかどうか。それを踏まえつつ、そこは議論していきたい。つまり、社会保障全体の中で議論していきたいと思っています。

そういう意味で、もう少し具体的なテーマをいつ、どういう形で取り上げるかというのは、3 月の基礎小委のテーマの選び方、それから 6 月までのテーマの選び方によってかなりはっきりしてきますが、今のところまだ始まったばかりで、その辺の将来展望のテーマはまだ詰めておりませんので、そういう方向感覚があるということだけ申し上げておきます。

(注：速報に基づくため、事後修正がある可能性あり)

厚生労働省「年金改革の骨格に関する方向性と論点（要約）」（抄）

（平成 14 年 12 月 5 日）

（下線部は内閣府による）

(6) 少子化、女性の社会進出、就業形態の変化に対する対応

○公的年金制度における次世代育成支援策

- ① 育児期間に対する配慮措置の拡充
- ② 年金資金を活用した次世代育成支援策の検討

○支え手を増やす取組

- ① 多様な働き方への対応－短時間労働者等に対する厚生年金の適用
- ② 高齢者の就労促進－在職老齢年金制度の見直しなど

○女性と年金

第 3 号被保険者制度については、女性と年金検討会における検討等を踏まえ、以下の 4 つの案に整理。

① 夫婦間の年金権分割案

保険料負担については、従来どおり、第 2 号被保険者がその報酬額に応じた保険料を納付することとする一方、給付については、世帯賃金が分割されたものとして評価する考え方。

② 負担調整案

第 3 号被保険者に関して、何らかの保険料負担を求める考え方。

- ・ 被用者グループにおいて応益負担（定額負担）＋応能負担（定率負担）を組み合わせる考え方。
- ・ 第 3 号被保険者に関する保険料負担を、被用者グループ全体ではなく、第 3 号被保険者を抱える第 2 号被保険者の間で定率負担により求める考え方。

③ 給付調整案

第 3 号被保険者に関して、保険料負担を求めないが、基礎年金給付を減額する考え方。

④ 第 3 号被保険者縮小案

短時間労働者等に対する厚生年金の適用等により第 3 号被保険者の対象者を縮小していく考え方。